

平成 25 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社タイセイ  
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 成一  
 (コード：3359 東証マザーズ 福証 Q-Board)  
 問合せ先 取締役総務部長 後藤 真二郎  
 (TEL. 0972-85-0117)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 21 日開催予定の第 15 期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)について所要の変更を行うものであります。また、記載順の見直しおよび内容の簡略化を併せて行うものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条(単元未満株式についての権利)を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。  
 なお、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)、第 7 条(単元株式数)につきましては、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 2 月 19 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、発行可能株式総数を 36,000 株から 7,200,000 株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。
- (3) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合に備えるための補欠監査役について予選の効力を監査役の任期とあわせて 4 年とするものであります。
- (4) その他、条文の新設にともない必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 乾燥剤・脱酸素剤・保冷剤等鮮度保持剤の販売 (2) 包装資材および容器の販売 (新 設) (3) 調理に関する用品の販売 (4) 加工食品および調味料の販売 (5)～(9) (条文省略)	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行通り) (2) (現行通り) (3) <u>一般食材、飲食料品の販売ならびに加工および製造</u> (4) <u>調理に関する用品の販売</u> (削 除) (5)～(9) (現行通り)

現行定款	変更案
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、7,200,000株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3条～第5条 (現行通り)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行通り)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行通り)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第8条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第9条～第32条 (現行通り)</p> <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p> <p>第33条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第32条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第48条 (現行通り)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 25 年 12 月 21 日 (土曜日) (予定)

定款変更の効力発生日

平成 25 年 12 月 21 日 (土曜日) (予定)

以上